

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員給与規程（16 経教規程第30号）の一部を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教規程第30号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（日割計算等）</p> <p>第4条 省略 2～3 省略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第6条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、<u>地域手当及び特勤手当</u>、<u>特勤手当</u>に準ずる手当の支給について準用する。</p> <p>第5条～第20条まで 省略</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、労働時間等規程第8条に規定する休日（<u>同規程第9条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日</u>）である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇（介護休暇を除く。）による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合その他特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</p> <p>2 省略</p> | <p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>（日割計算等）</p> <p>第4条 省略（現行どおり） 2～3 省略（現行どおり）</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第6条に規定する<u>休日</u>の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、<u>地域手当</u>、<u>広域異動手当</u>、<u>特勤手当及び特勤手当</u>に準ずる手当の支給について準用する。</p> <p>第5条～第20条まで 省略（現行どおり）</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、労働時間等規程第6条に規定する休日（<u>同規程第7条の規定により振替となり又は第9条の規定により代休となった日を含む。以下同じ。</u>）である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇（介護休暇を除く。）による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合その他特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> | |

第22条～第33条 省略

(休日給)

第34条 労働時間等規程第12条の規定により同規程第8条に規定する休日(同規程第9条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(同規程第9条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

第35条 省略

(休日勤務特別手当)

第36条 休日勤務特別手当は、職員が労働時間等規程第12条の規定により週休日若しくは休日に勤務を命じられ、次の表に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

2 省略

(管理職員特別勤務手当)

第37条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その地の業務の運営の必要により労働時間等規程第6条及び第7条の規定による週休日又は同規程第8条及び第9条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 省略

第38条 省略

第22条～第33条 省略(現行どおり)

(休日給)

第34条 労働時間等規程第12条の規定により同規程第6条に規定する休日に業務上の必要により勤務することを命じられた職員(労働時間等規程第9条の規定により代休を指定された職員に限る。)は、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

第35条 省略(現行どおり)

(休日勤務特別手当)

第36条 休日勤務特別手当は、職員が労働時間等規程第12条の規定により休日に勤務を命じられ、次の表に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

2 省略(現行どおり)

(管理職員特別勤務手当)

第37条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その地の業務の運営の必要により労働時間等規程第6条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 省略(現行どおり)

第38条 省略(現行どおり)

| | | |
|--|--|--|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第40条～第44条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 省略(現行どおり)</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～4 省略(現行どおり)</p> <p>第40条～第44条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> | |
|--|--|--|

附 則(19経規程第36号)

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。